

ビジネスコンプライアンス検定 上級オープンセミナー

第二部配布資料

サーティファイ コンプライアンス検定委員会

平成 22 年 2 月 7 日実施 ビジネスコンプライアンス検定 上級試験問題より

【問題 4】 企業法の体系に関する次の記述のうち、適切な記述をすべてあげたものはどれか。

- 1 : 独占禁止法の運用の厳格化によって、自由競争原理の徹底が行われた結果、競争に敗れた事業者の淘汰、ひいては従業員解雇という結果につながることもあり得る。この意味で、独占禁止法と労働法の要請は、対立することがある。
- 2 : 会社法が企業内部において意思決定にかかわる株主や取締役、監査役などの関係を定めているのに対し、このような会社の機関によって構成されている企業と労働者との関係を規律するのが労働法である。この 2 つの法律の要請は、多くの場面で交錯し得る。
- 3 : 独占禁止法が独占を排除し事業者間の自由競争促進を目的にするものである一方、知的財産法はその対象である技術等が事実上独占されることを認めるものであるため、この点で両者の要請は対立し、この点に関する調整規定は存在しない。
- 4 : 独占禁止法と金融商品取引法は、いずれも市場を規律する法律である点で性格が共通するといえる。

ア. 1 と 2 と 4

イ. 1 と 3 と 4

ウ. 1 と 4

エ. 2 と 3

【問題 6】 次の事例に関する記述のうち、適切なものはどれか。

A 株式会社は、20××年6月25日に定時株主総会を開催することに決定した。この決定に基づき、A 株式会社は、その株主に対し、同月15日付けで株主総会招集の通知を送付した。A 株式会社は、A 株式会社の代表取締役乙の選任議案に賛成し議事を円滑に進めてもらうことを目的に、反社会的勢力との結びつきが疑われる株主甲に対し現金10万円を支払った上で、総会を開催した。株主総会には議決権の過半数を有する株主が出席し、その結果、上記招集通知に記載されていた、取締役になろうとする者の選任に関する議案αと、同じく記載のあった新株発行に関する議案βにつき、それぞれ出席した株主の議決権の過半数（3分の2には満たない）の賛成を得て決議がなされた。なお、A 株式会社は取締役会設置会社であり、定款に招集通知及び議決権に関する規定は一切ない。

- ア. A株式会社の株主総会招集の通知が適法になされたと評価する余地はない。
- イ. A株式会社が行った株主甲への現金10万円の支払行為は適法である。
- ウ. 本事例において、議案αに関する決議は無効である。
- エ. 本事例の新株発行がいわゆる有利発行にあたる場合、議案βに関する決議には違法がある。

【問題 15】 金融商品取引法の定める制裁に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 不公正取引の禁止の中には、違反者に10年の懲役を科すことができる規定は存在しない。
- イ. 有価証券報告書の虚偽記載の罪と、内部統制報告書の虚偽記載の罪とでは、法定刑の上限が異なる。
- ウ. インサイダー取引規制に違反した場合の法定刑は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科である。また、インサイダー取引により得た利益に関する没収の規定も存在する。
- エ. 2004年の証券取引法改正により導入された課徴金制度の対象としては、相場操縦行為の禁止違反が含まれる。

【問題 20】 労働契約の変更・終了に関する法的問題点について、講師が社内で教育を行っている。講師の質問に対して、不適切な回答をしている者の組み合わせはどれか。

講師： まずは、労働契約の変更についてお聞きします。現行法上、労働契約の不利益変更は認められているのでしょうか？

社員A： 一定の場合には、認められるとされています。

講師： では、どのような場合に不利益変更が認められるのでしょうか？

社員B： 就業規則の変更という手段があります。この場合、不利益変更は労働者との合意がなくても有効に行うことが可能だと思います。

講師： 次は、労働契約の終了につき検討しましょう。これまで問題とされることの多かった解雇について、労働基準法上はどのような定めがありますか？

社員C： 解雇予告の制度があります。この制度の趣旨は、突然の解雇がもたらす打撃から労働者を保護し、解雇後の生活に備える余裕を与える点にあります。

講師： そういった予告は手続的に解雇を制限するものと評価できますね。では、それ以外に解雇を制限する制度を知っていますか？

社員D： いわゆる解雇権濫用の法理があります。この法理は客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合の解雇を民法上の権利濫用として無効とするもので、法律上明示はされていないものの、確立した判例法理といわれています。

- ア. 社員Aと社員B
- イ. 社員Bと社員C
- ウ. 社員Bと社員D
- エ. 社員Cと社員D

【問題 21】 民法に関する次の記述のうち、不適切な記述をすべてあげたものはどれか。

- 1 : 契約書であらかじめ損害賠償額を定めておくと、裁判所はその額を増減することができない。
- 2 : 遅延損害金の利率を、契約書で年3%とした場合、民法あるいは商法の法定利率を適用することはできない。
- 3 : 強制競売も売買なので、担保責任は通常の売買と同じように課される。
- 4 : 連帯保証契約も単純保証契約も、書面でしなければ効力を生じない。

- | |
|----------|
| ア. 1と2と3 |
| イ. 1と3と4 |
| ウ. 1と4 |
| エ. 2と3 |

【問題 26】 コンプライアンス問題における事実解明と分析についての次の事例に関する記述のうち、不適切なものはどれか。

総合機械メーカーであるX社の社員甲は、公共事業に用いる機械の受注に関して競合他社数社の担当者らと密会し、落札予定者を決定するための基準等に関する基本合意を形成したが、これが独占禁止法に違反する談合であると認定された。この事実は各社のトップである代表取締役はもちろん、公共事業部門を担当する取締役にも一切伝えられていなかった。なお、現在も継続中である当局の調査によって初めて明らかにされたこれらの事実関係は、一定程度の社内調査を行っていれば当局の調査前に比較的容易に把握できたはずのものであることが判明したが、X社ではそういった調査は一切なされていなかった。

- | |
|---|
| ア. 当局による調査が開始されているが、それとは別にX社自身が独自の自主的調査を行うことにも、コンプライアンス実践のために意味がある。 |
| イ. 当局が行う独占禁止法違反行為の捜査に対して経営者がその関与を否定しているような場合でも、X社は自社に対する社会的信頼の維持を図るため、常に独自の社内調査を行う必要がある。 |
| ウ. X社がコンプライアンス方針を明確にしている場合であっても、X社の姿勢が当局側から口裏合わせや捜査への非協力的姿勢と評価される場合がある。なぜなら、X社側が適法な行為を行ったと認識している場合であっても、捜査機関側が違法の嫌疑を抱くこともあるからである。 |
| エ. 本事例では、甲が関与した基本合意の形成が談合と評価されているため、甲個人に刑罰が科される可能性がある。そのため、X社が甲に対して捜査機関への協力を強制することには限界がある。 |

【問題 36～40】 次の事例を読み、設問 1～5 に答えよ。

甲は、ゲームソフトの開発製造を業とする事業者である株式会社Xの営業部門に勤務している。株式会社Xは、著作権を有するゲームソフトの自社での製造販売と、他社へのライセンス供与を事業の柱としているが、これまでは自社製造販売ソフトの売り上げの低迷が問題となっていた。そんな折、 α という自社製造販売ソフトが発売され、異例の大ヒットとなった。そこで、甲は、この機会を利用して他のソフトの売り上げを拡大することを計画し、販売業者への α の供給に際し、①他のソフトを併せて購入すべきこと、②株式会社X製ソフトの販売価格は株式会社Xの担当者から指示された通りの価格にすること、③これら①②を含めた契約条件に違反した場合には株式会社Xに契約の解除権が発生すること、という3つの条件を盛り込んだ契約を締結することを考えた。(以下、略)

【設問 1】 契約条件①～③に関する次の記述のうち、不適切なものはどれか。解答番号 36 に記入せよ。

- ア. ①の条件は、そのままでは抱き合わせ販売となってしまうが、同じキャラクターが登場するソフトの同梱パッケージを開発し、単品購入より有利な価格で併売するのであれば、抱き合わせ販売となることを回避できる。
- イ. ②の条件は、そのままでは再販売価格の維持となってしまうが、参考として希望小売価格を示すだけにし、強制に至らなければ、再販売価格の維持となることを回避できる。
- ウ. 株式会社Xが、②の条件に違反があったという理由で、③の条件に基づく解除をした場合、取引相手方は、株式会社X製ソフトを販売できなくなることによる損害の多寡にかかわらず、解除を差し止めることができる。
- エ. 株式会社Xが、 α の公式ガイドブックを出版した場合、その書籍は、どこの書店でも同じ価格で販売されるのが通常である。これは、独占禁止法に例外規定があり、書籍については再販売価格の維持が認められているからである。

【設問 3】 次の文章の空欄にあてはまる語句の組み合わせとして、適切なものはどれか。解答番号 38 に記入せよ。

本事例では、株式会社Xがソフトの販売に際し条件を提示することを検討しているが、販売契約ではなくライセンス契約について条件を提示する場合を考えてみる。まず、株式会社Xはソフトの著作権を保有しているのだから、取引条件の設定も、(A)といえる場合には独占禁止法上適法になる。しかし、外形上、(A)とみられるが、実質的に(A)とは評価できない場合は、独占禁止法違反となるおそれがある。そのような場合には、取引条件の設定は、(B)の趣旨・目的に反し、同法により保護すべき(A)とはいえなくなるからである。

選択肢	A	B
ア	権利の行使	著作権法
イ	合理的な取引制限	著作権法
ウ	権利の行使	独占禁止法
エ	合理的な取引制限	独占禁止法

試験問題内容に関して、他人にこれを伝え、漏洩することを禁じます。